

答申行政第94号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和2年9月4日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「宅造規制法上、無許可、無申請による過去の宅地造成に対する行政処分が単なる指導に留まっている〇〇県民局建設部管理課の行政行為の宅造規制法上の法的根拠の分かる行政文書」の開示請求を行った。
- 2 実施機関は、上記1の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る公文書として、「宅造規制法上、無許可、無申請による過去の宅地造成に対する行政処分が単なる指導に留まっている〇〇県民局建設部管理課の行政行為の宅造規制法上の法的根拠の分かる行政文書」と特定した上で、請求のあった公文書を非開示とする本件処分を行い、令和2年10月12日付けで審査請求人に通知した。
- 3 本件処分において実施機関が非開示とした理由は、次のようなものであった。
請求のあった文書については作成していないため、保有していない。
- 4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和2年11月6日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和3年2月25日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
〇〇県民局の令和2年10月12日付けの、審査請求人に対する非開示決定通知書に異議がある。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

当該案件に関する公文書が作成されていない、存在しないことは社会常識上あり得ないことだ。もし本当にないとすれば、それは常識的に服務規律違反である。

〇〇局建第652号の公文書非開示決定通知書の「請求のあった公文書①」が作成され、存在するのに、本件で請求のあった公文書が存在しないということは論理矛盾であり、開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

請求対象公文書を、宅地造成等規制法上の勧告又は命令を行わない法的根拠が分かる公文書と解し、管理課に残存している文書を確認し、条例に照らして開示する情報を慎重に検討したものである。

宅地造成等規制法の許可を受けないで宅地造成に関する工事が施行された宅地に対する監督処分、勧告及び改善命令に関する条文（同法第14条、第16条、第17条）には、「命ずる（勧告する）ことができる」とあり、勧告・命令を行うことは、行政の裁量の範囲内で、行わないことに法的な根拠は必要ないと考える。また、勧告・命令の要否については、個々の場合に即して判断している。

管理課が行っている宅地造成等規制法に関する行政指導については、管理課の所掌事務の範囲内で、同法の目的を実現するために、特定の者に一定の作為又は不作為を求める行政活動であり、相手方の任意の協力によって実現されるべきものである。

したがって、審査請求人が想定するような法的根拠が記載してある文書については作成していないため、存在しない。

なお、本件開示請求において請求された文書は、「行政指導を行うことの法的根拠」ではなく、「行政処分を行わないことの法的根拠」と理解している。処分をしないことに関しての直接の法的根拠、指導要領というものは、存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1に掲げる公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～七 略

3 不存在との説明の妥当性について

実施機関は、本件開示請求において審査請求人が求めた「法的根拠」について、「行

政指導を行うことの法的根拠」ではなく、「行政処分を行わないことの法的根拠」と理解しており、処分をしないことに関しての直接の法的根拠、指導要領等は、存在しないと説明している。

審査会において検討したところ、宅地造成等規制法上、許可を得ることなく宅地造成に関する工事が行われた場合に、当該工事等に関して行政庁が行い得る行政処分に関して定めた同法の規定は、いずれも行政処分をすることが「できる」と定めており、当該規定が示す要件の範囲において権限を行使するか否かは、行政庁の裁量に委ねられていることが確認された。また、当該裁量の基準が別途定められている事実は認められなかった。

本件開示請求によって求められた、行政処分が単なる指導に留まっていることの宅地造成等規制法上の「法的根拠」としては、狭義には、次の2つのものが考えられる。一つには、行政処分に係る権限を行使しない場合が明記された法令又は命令等の条文等、もう一つは、行使すべき場合が条文等に明記されていることの反面として、行使しない場合を間接的に推知することができる場合の、当該条文等である。「法的根拠」をこれらのいずれと捉えたとしても、先に述べた事実に照らせば、そのような文書は存在しないこととなる。

また、「法的根拠」を、行政処分を行うか否かの判断に係る要件事実を含めて、より広義に捉えることもあり得る。

この広義の解釈に立った場合、本件においては、行政処分を行っていない事実の背景となる、行政庁の事実認識が書かれたものが、請求対象公文書に含まれることとなる。

本件開示請求においては、請求前の時点で、審査請求人に対して「緊急性に乏しい」とする実施機関の事実認識が既に伝達されている事情を考え合わせると、実施機関が「法的根拠」を狭義のものと捉え、請求対象公文書を不存在と判断したことについては、不合理とまではいえない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 2 月 2 5 日	実施機関から諮問を受けた。
令和3年 4 月 3 0 日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和3年 6 月 1 8 日 (審査会第2回)	審査請求人及び実施機関の意見陳述の聴取を行った。 (うち審査請求人の意見陳述は、審査会事務局が審査請求人から電話で聴取した内容を筆記し、審査会に提出する方法により実施した。)
令和3年 7 月 2 9 日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和3年 8 月 1 9 日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和3年 8 月 2 6 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
三 宅 昇	岡山県立大学地域創造戦略センター 「吉備の杜」推進室長	第一部会委員
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。